

令和元年度小山市障がい者優先調達推進方針

令和元年 8月23日制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。この取り組みは、障がい者の工賃向上に寄与するものである。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、小山市の全ての組織が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基

づく事業所等

ア 就労継続支援A型・B型事業所

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護支援事業所

エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所

【企業等】

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※）重度障がい者多数雇用事業所の要件（次の①～③の要件をすべて満たす事業所）

①障がい者の雇用者数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者

- ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象となる物品等

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 食品類（パン、焼き菓子、プリン、ケーキ、漬物、饅頭、赤飯等）
- イ 手芸品（織物、染色品等）
- ウ 生活雑貨（ブーケ、ストラップ、缶バッジ、石鹸等）
- エ 農産物（花苗、野菜、ブルーベリー等の果樹等）

(2) 役務

- ア 印刷製品（名刺、チラシ、はがき等）
- イ 軽作業（シール貼り、袋詰め、包装、部品組立等）
- ウ 草刈、清掃作業
- エ 分別・解体作業
- オ 資源ごみ回収作業（アルミ管、段ボール、新聞紙等）

5 調達の推進方法

- (1) 本市では、障がい者就労施設等から供給可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、市庁舎内等での物品の販売や、市及び関係団体等が実施するイベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など、販売機会の確保及び市民へのPRの推進に努めることとする。
- (3) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理委託業務を含む）を締結している相手方等に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページにより、公表する。
- (2) 調達実績については、概要を取りまとめ、市ホームページにより、公表する。

7 調達の目標額

令和元年度の調達目標額を、次のとおり設定する。

目標額 600万円以上

公費で直接発注するもの

480万円 (内訳) 物品：440万円、役務40万円

市の関連団体（実行委員会や各種協議会等）で発注するもの

120万円 (内訳) 物品：115万円、役務5万円

8 その他

- (1) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進める。
- (2) 調達した物品等に対し、発注した部署、受注した障がい者就労施設等から十分な意見聴取し、双方の益につながるよう調達業務の改善に努める。